

## 資材価格高騰に対する特例措置に係る運用について

### 1 概要

資材価格高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月（議決案件については本契約締結月）に変更するものである。

### 2 対象工事等

徳島県県土整備部が発注する工事及び工事の積算体系で積算された委託業務を対象とする。

### 3 対象資材等

- （１）特例措置の対象資材等は、土木工事实施設計単価表及び一般刊行されている物価資料（以下「単価表等」という。）に掲載されている資材単価、労務単価及び機械賃料等とする。
- （２）見積及び特別調査により設計単価を設定している資材等は、特例措置の対象外とする。

### 4 実施方法

- （１）発注者は、当初契約締結後、対象工事等の設計単価を、当初契約月における最新の単価表等の設計単価に変更する。
- （２）特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿〔通知〕により受注者に通知する。なお、この場合、受注者による返信は要しない。
- （３）特例措置の変更契約は、原則として、契約数量・図面等の変更と併せて第１回変更契約時に行うものとする。

### 5 スライド条項との併用

本特例措置を適用した場合においても、徳島県公共工事標準請負契約約款第26条（スライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。その際、スライド額算定に用いる当初設計単価は、当初契約月に変更後の設計単価とする。

### 6 その他

- （１）特例措置の対象工事等は、特記仕様書に明示する。
- （２）単価表等は、市場価格の動向に応じて毎月改定していることから、特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合があることに留意する。
- （３）特例措置は、当面の間の運用とする。

### 附則

この運用は、令和４年１２月１日から施行する。

この運用は、令和７年６月１日から施行する。